

岩内町ゼロカーボンビジョン策定調査等業務委託仕様書

1 委託業務名

「岩内町ゼロカーボンビジョン策定調査等業務」（以下「本業務」という。）

2 委託期間

委託締結の日から令和5年3月24日（金）まで

3 委託場所

北海道岩内町内全域

4 業務の目的

政府による「2050年カーボンニュートラル宣言」や、北海道において強力に推進している「ゼロカーボン北海道」など、気候変動問題の解決と世界に誇る北海道の創造に向けて、北海道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林などの吸収源の最大限の活用により、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりが求められている。

このような背景のもと、持続可能でレジリエントな地域とするためには、地域の資源である再生可能エネルギーの地産地消等の「地域循環共生圏」の構築に取り組む必要がある。

そこで、本業務は、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた具体的なビジョン策定を目指し、本町における自然的・社会的条件を考慮し、保有する再生可能エネルギーのポテンシャルや、公共施設を含む部門ごとの温室効果ガス排出量、将来エネルギー使用量などを踏まえ、再生可能エネルギー導入に関する目標を設定し、ビジョン策定に必要な基礎情報の収集、将来推計及び施策の方向性等の作成を目的とする。

5 業務内容

委託業務の内容は、以下に示される事項である。

第1章 再生可能エネルギー導入目標策定

(1) 基礎情報の収集・現状分析

- (1)-1. 自然的・社会的条件等の整理
- (1)-2. 再生可能エネルギーに関する取組状況の整理
- (1)-3. 現状分析及び課題の整理

(2) 温室効果ガス排出量の算定と現状分析

- (2)-1. 町内における温室効果ガス排出量の算定
- (2)-2. 温室効果ガス排出量の現状分析

(3) 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの把握

- (3)-1. 既存資料によるポテンシャル調査
- (3)-2. 導入ポテンシャルまとめ

(4) 温室効果ガス排出量の将来推計

- (4)-1. 推計方法の検討

- (4)-2. 将来の温室効果ガス排出量
- (5) 温室効果ガス削減シナリオの検討
 - (5)-1. 対策方針並びにシナリオの検討
 - (5)-2. シナリオによる温室効果ガス排出量の推計
- (6) 再生可能エネルギー導入目標の設定
 - (6)-1. 将来ビジョンの検討
 - (6)-2. 導入目標の設定
- (7) 再生可能エネルギー導入に向けた施策・対策の検討

第2章 ゼロカーボンビジョン策定基礎調査（公共施設）

- (1) 基本的事項の検討
 - (1)-1. 背景・目的、計画の位置づけ
 - (1)-2. 対象とする事務事業ならびに温室効果ガスの種類
 - (1)-3. 計画期間
- (2) 公共施設における温室効果ガス総排出量の把握
 - (2)-1. 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法
 - (2)-2. 温室効果ガス総排出量の算定
 - (2)-3. 温室効果ガス総排出量状況の分析
- (3) 公共施設における温室効果ガス削減目標
 - (3)-1. 目標設定の考え方
 - (3)-2. 削減目標
- (4) 公共施設における温室効果ガス削減に向けた取組
 - (4)-1. 取組の基本方針
 - (4)-2. 取組及び取組指標
- (5) 推進体制及び進捗管理
 - (5)-1. 推進体制
 - (5)-2. 進捗管理

6 打合せ

本業務を推進していくうえで適宜、有望な再エネプロジェクトの事業関係者と岩内町による検討委員会ないしは検討会議を実施し、事業の具体化に向けて円滑に推進していくこと。

7 完成検査

受託者は、業務完了報告書を提出する際には、事前に契約書類及び仕様書にて義務付けられた資料の整備をすべて完了し、町に提出しなければならない。また、町の立会いのもと、完成検査を実施するものとする。検査の結果及び成果品納品後に不備又は誤りが発見された場合、受託者は速やかに修正しなければならない。

8 成果品の帰属

本業務の成果品に係る権利は、全て委託者に属するものとし、受託者は、委託者の承認を受けずに成果品の全部又は一部を他に使用し、貸与し、又は公表してはならない。

9 成果品の提出

成果品は、下記の内容とする。

- ① 報告書及び概要版 報告書100部、概要版50部
- ② 上記①のデータを保存した電子媒体（CD-R やDVD-R 等） 2枚

10 指示監督

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と町は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者がすべて議事録に記録し相互に確認すること。

11 資料の貸与

業務の実施において必要となる町所有の関連図書、関係資料等は、町が貸与するものとする。資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、貸与された資料については、必要がなくなった時点又は業務完了時にすべて返却するものとする。

12 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

13 その他

受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに町と協議し、業務を遂行することとする。

以上